

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

徳島厚生年金 事案303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月30日から42年8月20日まで

私は、昭和39年3月25日、A社B工場に入社し、同年12月12日、同社C工場に転勤になり、41年1月に再び同社B工場に戻り、43年1月20日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

控除されていた厚生年金保険料の金額は忘れたが、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している申立期間当時の同僚等(6名)及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に登載されている申立期間当時の同僚等と見られる者(8名)から事情を聴取したが、申立人が申立期間について申立事業所に継続して勤務していたことをうかがわせる供述は得られない。

また、申立人と一緒にC工場と一緒に異動し、B工場に戻ってきたと見られる元同僚のC工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日及びB工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和41年4月8日となっており、年末年始にB工場に戻ってきたとする申立人の主張とは合致しない。

さらに、申立人が申立事業所において、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和40年4月13日から、再び厚生年金保険被保険者資格を取得した42年8月20日までの健康保険番号の記録に、申立人の氏名等はない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案304（事案64の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から30年3月まで

私は、申立期間について、A社B事務所(C課)に勤務していた。

当初の申立ては、記録の訂正が認められないとのことであったが、その後、私が申立期間について申立事業所に勤務していたことを証言してくれる人が見つかったので、再調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人からの提出資料等により、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、i) 社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名等はないこと、ii) 申立人が記憶している同僚から事情を聴取しても、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年7月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、新たな証言者（当時の同僚であるD氏）が見つかったとして調査依頼があり、当該同僚から事情を聴取したところ、申立人が申立期間について申立事業所に勤務していた旨の供述は得られたものの、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に登載されている被保険者のうち連絡先を把握することができた74名にアンケート調

査等を実施した結果、複数の同僚から、申立人が申立期間について申立事業所に勤務していた旨の供述は得られたものの、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことを示す具体的な供述は得られない。

さらに、申立人から提出されたC課の集合写真に写っている16名について、申立事業所における厚生年金保険への加入状況を確認したところ、申立人及び申立人の紹介により申立事業所に勤務した2名の同僚に記録が確認できないことから、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を再度確認しても、申立人の氏名等はない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年から39年6月9日まで
② 昭和40年4月16日から同年9月まで
③ 昭和40年9月から41年6月1日まで
④ 昭和41年11月26日から同年12月1日まで
⑤ 昭和53年から54年1月6日まで
⑥ 昭和54年9月1日から55年まで

A社において、昭和38年から40年9月まで、運転手として勤務したが、同社での申立期間①及び②の厚生年金保険加入記録が無い。

B社において、昭和40年9月から41年11月まで、運転手として勤務したが、同社での申立期間③及び④の厚生年金保険加入記録が無い。

C社において、昭和53年から55年まで、運転手として勤務したが、同社での申立期間⑤及び⑥の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間も勤務していたことは確かなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間①及び②について、同申立期間当時、同社において被保険者であった11名に照会したところ3名から回答を得たが、申立人のことを知っている者はいないことから、当該期間における勤務を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和37年11月1日から申立人が資格取得した39年6月9日までの期間及び申立人が資格喪失した40年4月16日から41年1月31日までの期間の健康保険番号に欠番は無く不自然な点は無の上、申立人の同社に係る雇用保険加入記録と厚生年金保険加入記録は一致している。

さらに、申立人は、同申立期間のうち昭和38年1月から39年5月までの期間及び40年5月から同年8月までの期間について国民年金に加入し

ている上、当該期間に係る国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

- 2 B社に係る申立期間③及び④について、申立人の同社に係る雇用保険加入期間が昭和41年3月1日から同年10月25日までとなっていることから、申立人が同年3月1日から同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間③について、同申立期間当時、同社において代表取締役であった者（故人）の親族が、「当時、試用期間を3か月から6か月くらい設けていたと当時の代表取締役から聞いている。また、臨時職員として来てもらい、その後、正社員となり、社会保険に加入するケースもあったと聞いている。」と供述していることなどから、当時、事業主は、必ずしも社員のすべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立期間④について、申立人に係る雇用保険加入記録は確認できない上、同申立期間当時、被保険者であった者のうち連絡可能なすべての者に照会したところ、5名から回答を得たが、申立人が同申立期間において同社に在籍していたことをうかがわせる事実は確認できない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において同社に係る記録を確認したところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和40年4月1日から申立人が資格取得した41年6月1日までの期間及び申立人が資格喪失した同年11月26日から42年1月1日までの期間の健康保険番号に欠番は無く不自然な点は無い。

- 3 C社に係る申立期間⑤及び⑥について、同申立期間当時、同社において厚生年金保険に加入していた11名に照会したところ、5名から回答を得たが、申立人の在籍期間について記憶している者は1名もない上、申立人の同社に係る雇用保険加入記録は確認できない。

また、申立期間⑤について、事業主は、「申立期間当時、社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、一定期間経過後に加入させていた。」と供述していることなどから、当時、事業主は必ずしも社員のすべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立期間⑥について、事業主は、「退職より早く厚生年金保険被保険者資格を喪失する手続は行っていない。」と供述している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録において同社に係る記録を確認したところ、昭和52年11月1日から申立人が資格取得した54年1月6日までの期間及び申立人が資格喪失した54年9月1日から56年3月1日までの期間の健康保険番号に欠番は無く不自然な点は無い。

- 4 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案306

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月から36年12月まで

私は、昭和28年12月から36年12月まで、A社直営B班（班長はC氏）に所属し、型枠大工として勤務した。当該期間のうち、35年12月から36年12月までは、応援のため、D社E工場F出張所で型枠大工として勤務した。

勤務していたことは確かなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、A社に係る期間については、申立人は、当該期間において撮影したとする写真を所持していることから、型枠大工として働いていたことは推認できる。

しかしながら、A社の人事担当者は、「型枠大工を当社で直接雇用することはないので、申立人が当社の従業員であったとは考え難い。それゆえ、厚生年金保険に加入させていたとは考え難く、厚生年金保険料を給与から控除していたとも考え難い。」と供述している。

また、A社の人事担当者によると、同社で働く従業員はG国民健康保険組合に加入しているとのことであるが、申立期間当時の資料は廃棄処分されているとのことであり、申立人の同組合への加入状況について確認することができない上、申立人は、申立期間に係る健康保険証をH市区町村役場で交付されたと述べている。

さらに、A社への照会結果によると、申立人が勤務したとする同社直営B班がどのような組織であったか（C氏がどのような立場の人物であったか）不明としており、同社内部の組織（人物）であったか下請業者であったか確認することができない上、同氏を特定して供述を得ることもできないことから、当時の勤務状況を確認できない。

2 申立期間のうち、D社に係る期間については、申立人は当該期間において撮影したとする写真を所持しており、D社への照会結果によれば、当該期間において、同社E工場F出張所が存在していたとしていることから、申立人が同出張所の作業現場で型枠大工として働いていたことは推認できる。

しかしながら、当該期間当時、D社本社において厚生年金保険の被保険者であった者が、「正社員に登用される前の臨時労務者であった期間は厚生年金保険に加入しない取扱いであった。」と供述していることから、当時、事業主は、必ずしも従業員のすべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、当該期間当時、D社本社で厚生年金保険に加入していた10名、同社E工場で厚生年金保険に加入していた5名への照会結果において、申立人のことを知っているとは回答した者は1名もないことから、勤務状況が確認できない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、D社E工場F出張所が厚生年金保険の適用事業所となった事実は確認できない上、同社への照会結果によると、同出張所で勤務していた従業員がどこの事業所で厚生年金保険に加入していたのか不明としていることから、同社本社及び同社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をそれぞれ確認したところ、申立期間を含む昭和33年4月1日から37年2月1日までの資格取得者の中に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

3 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年から62年まで
昭和61年から62年までの期間において、A市区町村内にあったB社及びC社の2社で勤務した。
時期については覚えていないが、B社では、月給30万円もらい、正社員として数か月間勤務した。
B社を退職後、C社で勤務した。時給は900円であった。
厚生年金保険料の控除については覚えていないが、勤務していたことは確かなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、B社に係る期間については、申立人は、勤務していた支店等の名称を記憶していない上、B社を引き継いだD社は、同社が管理している人事記録に、昭和62年11月11日付けで入社を取り消した旨の記載があり、申立人については入社取消となっているため在籍の記録が無いとしている。
- 2 申立期間のうち、C社に係る期間については、社会保険庁のオンライン記録において、C社が厚生年金保険の適用事業所となった事実は確認できない。

また、社会保険庁のオンライン記録において、同じ名称の事業所として、申立人が勤務していたと主張するA市区町村にE社1社のみが厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、申立期間当時、E社で厚生年金保険被保険者であった8名への照会結果において、申立人が在籍していたことを記憶している者は1名もないことから、同社が申立人の勤務していた事業所であったかは不明である。

さらに、E社の事業主は、「パート従業員は、社会保険に一切加入させなかった。勤務を開始するにあたって、各自で国民年金や国民健康保険等に参加するよう伝えていた。」と供述していることなどから、当時、事業主は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に参加させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、E社に係る社会保険庁のオンライン記録において、申立期間を含む昭和60年11月1日から63年4月1日までの資格取得者の中に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 このほか、申立期間において、申立人は国民年金に加入しており、このうち昭和61年1月から62年2月までの期間並びに同年4月、5月、7月及び8月は国民年金保険料納付済期間、同年9月から同年12月までは3号被保険者期間である上、雇用保険加入記録が確認できないことなど、申立人が申立事業所に勤務し給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。